

答弁書第三九号

内閣参質一六二第三九号

平成十七年七月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出在沖米陸軍複合射撃訓練場に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）陸軍がキャンプ・ハンセン内のレンジ4という射撃場（以下「レンジ4」という。）において複合射撃訓練場の施設を使用して実施する御指摘のような訓練（以下「本件訓練」という。）の実施場所をレンジ16という射撃場（以下「レンジ16」という。）の奥に移転させるために建設される予定の施設（以下「代替施設」という。）の建設費については、我が国が負担し、防衛施設庁の予算から支出する考えであるが、現時点においては、その予算に係る詳細については決まっていない。

また、代替施設の建設の工期及び代替施設の規模については、今後、施設の具体的な配置等に係る合衆国軍隊との調整等を経た上で決定されるものであることから、お答えする段階にはない。

四について

日米間においては、代替施設が完成し、使用可能となるまでは、合衆国軍隊がレンジ4で必要最小限の本件訓練を実施する必要があるとの認識で一致している。

## 五について

合衆国側によれば、レンジ16の奥に本件訓練の実施場所が移転された後のレンジ4においては、複合射撃訓練場の施設を使用した実弾射撃訓練は実施しないとのことである。また、代替施設完成後のレンジ4の複合射撃訓練場の施設の扱いについては、現時点においては何ら決定されていないと承知している。同施設の扱いについては、合衆国側と引き続き話し合っていく考えである。